

平成29年7月3日
内閣府

再就職等規制違反行為について

本年3月30日に文部科学省再就職等問題調査班が公表した「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」において、文部科学省大臣官房人事課長が内閣府職員から元内閣府職員の情報を確認し、連絡先を入手した事実の記載があった。このため、内閣府において国家公務員法第106条の17第1項の規定に基づく任命権者による調査を行ってきたところ、下記のとおり再就職等規制に違反する行為があったと認められたことから、再就職等監視委員会に報告を行い、当該行為を行った職員に対して懲戒処分を実施しました。

記

1 事案の概要

内閣府大臣官房人事課長（当時）Aは、平成27年12月第1週頃、文部科学省大臣官房人事課長（当時）Bに対し、Bが元内閣府職員であるCを国立大学法人Dの理事の地位に就かせるため、Dに対しCの情報提供をすることも知れないと認識し、認容しつつ、Cの人物評、職歴、携帯電話番号及びメールアドレスの情報を提供した。（その後Bは、Aから得た情報をDに伝え、結果的に、Aは、Bを通じて、Cに関する情報をDに伝えた。）

こうしたAの行為は国家公務員法第106条の2第1項に違反する行為であったと認められた。

2 懲戒処分

内閣府大臣官房人事課長（当時）Aを国家公務員法第82条第1項に基づく懲戒処分とし、2月間俸給の月額額の10分の1を減額する（平成29年7月3日付け）。

【本件照会先】

大臣官房人事課職員係

TEL 6257-1284

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2～4（略）

第百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

2（略）

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。